

走行中の列車が、第四種踏切を通行していた小型自動車と衝突

概要：1両編成の下り快速列車は、A駅を17時45分に通過した後、速度約80km/hに達した時点で力行運転から惰行運転とした。踏切の約30m手前で、踏切の左側から進入してくる小型自動車を認めたため、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用したが無間に合わず、列車の前面が同自動車の右側面と衝突し、そのまま同自動車を押しながら約130m走行して停止した。

この事故により、同自動車の運転者が死亡した。

本件運転者の列車の認知に関する分析

本件運転士の口述から、本件運転者は列車と衝突する直前に列車の方を向いたように見えたとのことから、それまでは列車の接近に気付いていなかった可能性があり、その要因を分析する。

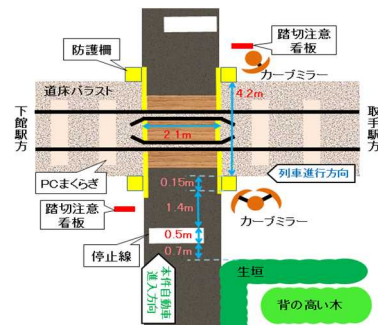
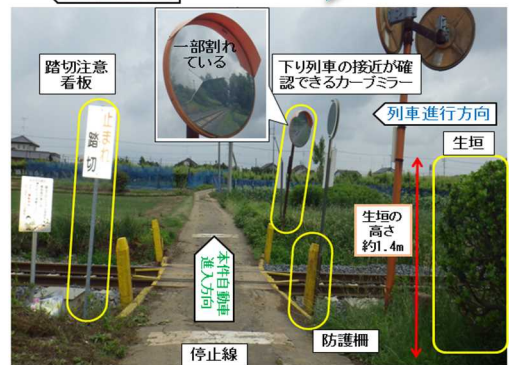


(1)停止線での一時停止

本件運転者が停止線で一時停止して安全確認をしていたかについては、本事故直前の本件運転者の行動が不明であるため、明らかにできなかった。

(2)停止線における本件運転者の列車に対する視認性

- ・運転席に着座していた時の目の位置をヘッドレストの位置から推定すると、目の高さは地上から1.2m程度で生垣の高さよりも低く、また、本件小型自動車の最前面から目の位置までの水平距離は2.2m程度であったことから、列車接近時、本件運転者は停止線において列車を直接目視できなかったと考えられる。
- ・カーブミラーにより間接的に列車の接近を認知できたと考えられる(一部にひび割れがあったが、支障なく機能は有していた)。



(3)本件運転者の列車に対する目視

停止線で一時停止して自動車の最前面が防護柵の約40cm手前まで徐行しながら前進し確認すれば、本件運転者は直接目視することにより列車の接近を認知することができたと考えられる。

原因：本事故は、列車が第四種踏切である踏切に接近しているにもかかわらず、自動車が踏切に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと考えられる。

自動車の運転者が、踏切に進入する前に列車の接近を目視により確認していたかどうか、また、列車接近中にもかかわらず、なぜ自動車を踏切に進入させたかについては、事故直前の運転者の行動が不明であるため、明らかにすることはできなかった。

(参考) 道路交通法

自動車の踏切における通行については、道路交通法で次のように定められている。

(踏切の通過)

第三十三条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。(略))で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。(以下略)

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成 27(2015)年 1 月 29 日公表)  
<http://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acc/RA2015-1-1.pdf>